七　自ら認証に係る電磁的記録試験（法第三十二条第四項の電磁的記録試験をいう。以下同じ。）を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合　十万四百円に試験方法の区分の数を乗じた額

八　自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内及び外国にある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合　十万四百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

九　自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（外国のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合　五万九千三百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

第一条第二項中「三万三千三百円」を「三万七千九百円」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に、「第二十五条第一項」を「第三十九条第一項」に、「次号及び第六号」を「次号から第九号まで」に、「、」とする」を「」と、同項第七号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（現に登録を受けている当該登録に係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、「第四十四条」に、「第二十八条第一項」を「第四十二条第一項」に、「二十六万三千二百円」を「三十万三千四百円」に改め、同項第一号中「及び第五号」を「、第五号、第七号及び第八号」に、「四万二千七百円」を「五万二千二百円」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、同項第二号中「及び第六号」を「、第六号、第八号及び第九号」に、「四万二千七百円」を「五万二千二百円」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に、「旅費」を「認証機関審査旅費」に改め、同項第三号中「二万八千八百円」を「三万三千三百円」に、「又はその加工技術、電磁的記録又は役務」に、「旅費」を「認証機関審査旅費」に改め、同項第四号中「第二十七条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に、「五万二千円」を「八万二千六百円」に改め、同項第五号中「第二十七条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に、「五万二千円」を「八万二千六百円」に、「旅費」を「試験所審査旅費」に改め、同項に次の三号を加える。

七　自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合　八万七千九百円に試験方法の区分の数を乗じた額

八　自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内及び外国にある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合　八万七千九百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

九　自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（外国のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合　四万六千八百円に試験方法の区分の数を乗じた額に相当する額を加算した額

第一条第四項中「第二十八条第一項」を「第四十二条第一項」に、「三万三千三百円」を「三万七千九百円」に、「三万千六百円」を「三万五千八百円」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に、「、」とする」を「」と、同項第七号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、同項第八号及び第九号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分のみの審査を受けようとする場合にあつては、零）とする」に改め、同条第五項中「及び第六号」を「、第六号、第八号及び第九号」に、「旅費」を「認証機関審査旅費の額又は試験所審査旅費」に改め、同条第六項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項若しくは第二十三条第一項から第三項まで」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項から第六項まで」に、「第二十八条第一項」を「第四十二条第一項」に、「製品」を「鉱工業品、電磁的記録又は役務」に改める。

第二条中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項又は第二十三条第一項から第三項まで」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで又は第三十七条第一項から第五項まで」に、「第六十五条第一項」を「第六十六条第一項」に、「製品試験」を「製品試験等（法第四十一条第二項第五号に規定する製品試験等をいう。）」に、「二十一万六千円（電子申請による場合にあつては、二十一万五千九百円）」を「二十四万八千百円」に改める。

第四条第一項中「第四十二条第三項」を「第五十六条第三項」に、「第六十九条の三第二項」を「第七十四条第二項」に改める。

第五条第一項中「額は、六万三千二百円」を「額は、九万五千二百円（電磁的記録試験にあつては、十万四百円）」に、「二十一万二百円」を「二十三万九千百円」に、「二十万八千五百円」に改め、同項ただし書中「六万三千二百円」を「九万五千二百円（電磁的記録試験にあつては、十万四百円）」に改め、同条第二項中「額は、五万二千円」を「額は、八万二千六百円（電磁的記録試験にあつては、八万七千九百円）」に、「十七万七千百円」を「二十万四百円」に、「十七万五千六百円」を「十九万八千六百円」に改め、同項ただし書中「五万二千円」を「八万二千六百円（電磁的記録試験にあつては、八万七千九百円）」に改める。

第六条第一項中「第六十五条第二項」を「第六十六条第二項」に、「による法第六十五条第一項」を「による法第六十六条第一項」に、「額は、四万七千五百円」を「額は、五万四千百円（電磁的記録試験にあつては、五万九千三百円）」に、「二十一万四百円」を「二十三万九千百円」に、「二十万八千七百円」を「二十三万七千円」に改め、同項ただし書中「第六十五条第一項」を「第六十六条第一項」に、「四万七千五百円」を「五万四千百円（電磁的記録試験にあつては、五万九千三百円）」に改め、同条第二項中「第六十五条第二項」を「第六十六条第二項」に、「額は、三万六千三百円」を「額は、四万千五百円（電磁的記録試験にあつては、四万六千八百円）」に、「十七万七千三百円」を「二十万四百円」に、「十七万五千八百円」を「十九万八千六百円」に改め、同項ただし書中「第六十五条第一項」を「第六十六条第一項」に、「三万六千三百円」を「四万千五百円（電磁的記録試験にあつては、四万六千八百円）」に改め、同条第四項中「第六十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改める。

第七条第一項中「第六十五条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第六十五条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条第二項中「第六十五条第四項」を「第六十六条第四項」に、「第六十九条の三第二項」を「第七十四条第二項」に、「第六十六条第三項第四号」を「第六十六条第三項第四号」に改める。